

## 大阪大学法学部連携法曹基礎課程（法曹コース）運用規則

### 第1条（目的）

本規則は、大阪大学法学部規程第24条の2に基づく、連携法曹基礎課程（以下「法曹コース」という。）に関して、必要な事項を定める。

### 第2条（必修科目）

法曹コースの必修科目は、以下のとおりとする。

「憲法1」、「憲法2」、「民法1」、「民法2」、「民法3」、「民法4」、「刑法1」、「刑法2」、「商法1（会社法）」、「行政法1」、「行政法2」、「民事訴訟法」、「刑事訴訟法」、「演習1a／セミナーⅢa」、「演習1b／セミナーⅢb」。ただし、「演習1a／セミナーⅢa」、「演習1b／セミナーⅢb」については、年度当初に当該年度において定める法曹コース指定ゼミ（以下「指定ゼミ」という。）の中から選択することとし、3年次において指定ゼミを履修しなかった場合、4年次春・夏学期に「演習2a／セミナーⅣa」、4年次秋・冬学期に「演習2b／セミナーⅣb」で指定ゼミを履修することとする。

### 第3条（登録）

所定の期日までに、法曹コースへの登録を希望した者のうち、前年度までに修得した、卒業の要件として法学部が定める単位（以下「卒業要件単位」という。）について、標準修得単位数として法学部が定める単位を修得しているものとし、各学年の進級時において、以下の該当する要件をすべて満たす場合に法曹コースへの登録を行う。

〔2年次進級時〕

- ・「憲法1」、「民法1」の一方もしくは両方の単位を修得していること。
- ・卒業要件単位について33単位以上修得していること。

〔3年次進級時〕

- ・「憲法1」、「憲法2」、「民法1」、「民法2」、「民法3」、「刑法1」、「刑法2」、「行政法1」、「行政法2」及び「商法1（会社法）」のうち、8科目以上の単位を修得し、かつ6科目以上の成績評価がB以上であること。
- ・卒業要件単位について66単位以上修得していること。

〔4年次進級時〕

- ・必修科目について12科目以上の単位を修得し、かつ10科目以上の成績評価がB以上であること。
- ・卒業要件単位について99単位以上修得していること。

法曹コースの登録者の定員については、2年次学生においては30名程度、3年次学生においては20名程度、4年次学生においては、早期卒業者の人数等に鑑み教授会にて定めた人数とする。いずれの学年においても定員を超えて希望者があった場合は、各々前記の基準を満たしたもののなかから、卒業要件単位についてGPAの上位のものを選抜する。

なお、原則として標準修業年限を超えた者は登録を抹消するものとする。

### 第4条（修了の認定）

3年次以上の登録者のうち、次に掲げるすべての要件を満たす場合、卒業判定時に法曹コース

修了の認定を行う。

- ① 卒業要件単位をすべて修得していること。
- ② 3年次学年終了時においては36月、4年次学年終了時においては48月在学していること。
- ② 必修科目のすべての単位を修得し、かつ10科目以上の成績評価がB以上であること。

#### 第5条（早期卒業）

早期卒業は、『早期卒業制度運用規則』の基準を満たした者について適用する。

#### 第6条（その他）

この規則に定めるもののほか、法曹コース運用に関し必要な事項は、その都度法学部教務委員会が定める。